

《BtoBプラットフォーム契約書「雇用契約機能」(有料)利用特約》

株式会社インフォマート(以下「甲」といいます。)が提供するBtoBプラットフォームその他の各種サービス(以下「甲サービス」といいます。)のうちBtoBプラットフォーム契約書サービス(以下「本契約書サービス」といいます。)における「雇用契約機能」(以下「本機能」といいます。)は、雇用契約書、労働条件通知書及び付随書類等の雇用に係る必要な書類(以下「雇用契約書等」といいます。)の作成、配付・受領、合意、回収及び保管等の管理をオンライン上で完結させることを可能にする機能であり、本機能の利用を希望する申込者(以下「乙」といいます。)は、雇用者として本機能の利用を希望する場合、甲サービスに適用されるサービス利用規約の本則及び乙が利用する甲サービスの種類・性質に応じて該当する特約の他、以下の特約(第1条で定義する本従業者規約を含み、以下、これらを合わせて「本規約」といいます。)に従い、本機能を利用するものとします。

第1条(乙の責務)

1. 乙は、乙の正社員、嘱託社員若しくはパート・アルバイト等(以下「従業者」といいます。)、又は従業者になろうとする者(以下、従業者と合わせて「丙」といいます。)が本機能を利用するに際して適用される甲の定めるBtoBプラットフォーム契約書「雇用契約機能」利用規約(以下「本従業者規約」といいます。)の内容を承認し、乙自らに対しても本従業者規約を含む本規約が適用されることを承諾の上、甲所定の申込手続(以下「本申込」といいます。)により本機能の利用を甲に申込み、甲が本申込を承諾した場合、甲乙間において、本申込における利用申込書又は甲所定の申込フォーム及び本規約に記載された内容を契約内容とする本機能の利用契約が成立し、乙は本機能を利用できるものとします。
2. 乙は、丙に従業者規約を遵守させる責任を負うものとし、万一、丙が従業者規約に違反したことによって甲に損害が生じた場合は当該損害(弁護士費用を含みます。)を賠償する責任を負うものとします。
3. 前各項に加え、甲は、乙と丙又はその他の第三者との間で、本機能又は雇用契約書等に関連して生じた紛争には一切関与しないものとし、万一、これらの紛争に関して甲に損害が生じた場合、乙は当該損害(弁護士費用を含みます。)を賠償する責任を負うものとします。

第2条(解約)

甲及び乙は、解約希望月の1ヶ月前までに相手方に対し甲所定の手続で解約の申し入れをすることにより、本機能の利用契約を終了することができるものとします。

【雇用契約 op-2】